

## 平成 22 年度 第 2 回山北地区地域審議会 会議録

- 1 開催日時 平成22年9月15日（水）9:30～11:10
- 2 開催場所 さんぽく会館 集会室
- 3 出席委員 富樫幸生、佐藤勝敏、佐藤庄平、佐藤均、富樫保晴、富樫賢一、平方一生、佐藤貞栄、國井千壽子
- 4 欠席委員 斎藤寅二、富樫榮晴、初野弥一
- 5 出席職員 本庁 佐藤自治振興室長、富樫主査、鈴木主査  
支所 加藤市民生活課長、菅原地域福祉課長、佐藤教育課長、  
(事務局) 斎藤支所長  
地域振興課 板垣副参事、村山主査、青木主任
- 6 傍聴者 なし
- 7 会議次第 別紙のとおり
- 8 会議経過 別紙のとおり

## 平成22年度 第2回山北地区地域審議会 次第

日時：平成22年9月15日（水） 9:30～  
会場：さんぽく会館 集会室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 説 明

#### （1）村上市“市民協働のまちづくり”について

資料－1 市民協働のまちづくり指針（平成21年11月）

資料－2 市民行動のまちづくり推進プログラム

資料－3 村上市“市民協働のまちづくり”はじめの一歩の考え方

資料－4 先進都市の事例

### 4 審 議

#### （1）山北地区「地域まちづくり協議会」設置に係る区域設定（案）について

#### （2）「地域まちづくり協議会」への財政支援の基本的考え方について

資料－5 市民協働のまちづくりとして考えられる事業例 参照

### 5 そ の 他

### 6 閉 会

## 会議経過

### 1 開会(9:30)

事務局： 本日はお忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。本日、初野委員、斎藤委員、富樫委員が都合により欠席でございます。そのほかの委員のみなさんお集まりですので、これから平成22年度第2回山北地区地域審議会を開会させていただきます。

会議の前に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。本日使用します資料は、審議会の次第、次第の「配付資料」にあります資料1から5。こちらは事前に郵送で配付させていただいております。それから本日追加資料で配付をさせていただきました、資料6追加資料というA4判の資料が1枚、A3判で畳み折りしてあります参考資料、こちらの2枚を本日追加資料で配付しております。みなさん漏れ落ちなどございませんでしょうか。

一 同： ありません。

事務局： それでは、ただ今から審議会を開会いたします。最初に佐藤会長からごあいさつをお願いいたします。

### 2 会長あいさつ

会長： みなさん、おはようございます。今年の夏はすごく暑くて猛暑、酷暑と言葉では表せない暑さでしたが、まだ暑さが続いておりまして、大変な年がありましたけれども、最近になって少し涼しくなってきたと思います。稲刈りも始まり忙しい中、第2回目の地域審議会に集まつていただき、大変ありがとうございます。欠席されている方もありますが、「協働のまちづくり」ということで市報にも載っていましたけれども、分からぬといいうのが本音でありまして、これから「協働のまちづくり」に向けて徐々にやっていきたいと思いまますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございました。

それではこれから会議に入らせていただきますが、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

### 3 説明

#### (1) 村上市“市民協働のまちづくり”について

会長： それでは次第3番の説明（1）「村上市“市民協働のまちづくり”について」からお願いしたいと思います。事務局お願いします。

事務局： おはようございます。政策推進課自治振興室で協働のまちづくりを担当しております佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、お配りさせていただいた資料1から5まで、簡単に説明をさせていただきまして、ご質問等を受けたいと考えておりますのでお願ひいたします。

資料1についてであります。「市民協働のまちづくり指針」ですが、昨年の11月に「行政改革大綱」の中で示されました協働のまちづくりの指針であります。

この指針につきましては、全国各地の指針を参考に行革推進本部会議で策定したものです。

「協働のまちづくり」の必要性については、財政面を含めて必要性を説いているわけでございますが、そのためにいろいろな方々から、市の業務を協働のまちづくりによって、市民に押し付けるのかという誤解もいただいているところですが、決してそういうことではなく、今後のまちづくりの指針として作らせていただいたということで、参考資料であります。

次に資料2についてですが、「村上市市民協働のまちづくり推進プログラム」ということで、「市民協働のまちづくり指針」を実際に運用するにあたり、注意しなければならないこととして作ったものですが、読んでも分かりづらいということもありまして、再度作らせていただいたものが資料3です。本日はこの資料3に基づいて、ご説明をさせていただきたいと思っております。

その前に、資料2の4ページを開いていただきたいと思います。

「財政支援案」ということでありますが、この「財政支援案」の中で、「①協議会発足に向けた準備補助金」というものがあります。これは準備資金ということで、後ほど審議にあります「まちづくり協議会」1単位に10万円を準備資金として使ってはどうかということで作ったものであります。これについて、いろいろなご意見をいただきまして、「協働のまちづくり」を進めるにあたり、準備資金というよりも協議会に活動助成金ということで持つて行つてはどうかというご意見もありますので、今の段階で協議会発足に向けた準備補助金というのではないということで、ご理解をいただきたいと思います。

それでは資料3に基づきまして、村上市の考える「協働のまちづくり」とはどういうものなのかということをご説明させていただきたいと思います。

「①はじめに」ということですが、なぜ、協働のまちづくりが必要なのかということありますが、大きく二つであります。

合併し、県下最大の面積を有する村上市となったわけですが、各地域にはいろいろな財産、誇れる地域資源があり、これを有効に活用したい。しかし、少子高齢化でなかなか集落の運営等も大変です。この高齢化に向けた対応を行つて、集落及び地域に元気になっていただきたいということがまず1点であります。

次に、行政はみなさま方からの血税により、行財政を運営しているわけですが、その結果、公正、公平な行政サービスということで、一律の行政運営をしなければならないという大原則があります。ですが、いろいろな地域づくりを行ってきたみなさんのお力で、特色のある地域づくりを行ってきたわけで、そのような地域づくりを今後も継続していきたい。そのためには、地域の特性に応じたきめ細かなまちづくりを行う必要があるのではないかということで、この2点で「協働のまちづくり」を行いたいというものであります。

「②基本理念」ということで記載してありますが、村上市が元気を出すには地域や集落が元気を出していかなければならないというものが基本理念と考えております。

続いて、「③基本目標」であります。「②基本理念」を受けて、市民と行政が「協

「働くまちづくり」を推進して、活気ある元気な村上市を創造していきたい。これを見目標として掲げたものです。

「④具体的手法」ですが、村上市が考える「協働のまちづくり」は「地域活性化支援」であります。この「地域活性化支援」のために、「財政支援」と「人的支援」を行っていきたいと考えます。集落単位で「財政支援」と「人的支援」をするというものではなく、つながりの深い集落が集まった「地域まちづくり協議会」という組織を作っていただき、そこに「財政支援」、「人的支援」を行いたいと考えます。基本的に一つの協議会に一人の職員を配置するものが「人的支援」になります。しかし、審議の結果、1地域で1協議会となった場合、一人の職員配置ではなく、複数の職員配置を考えております。

「財政支援」については、事業に対しての2分の1補助というものではなく、「一括交付金」という形で、人口割、世帯割、行政割等で算出した金額を協議会にお出しし、その協議会が集落の事業や地域の運動会、敬老会等に自由に使っていただきたいという交付金制度です。「財政支援」の使途は協議会で考えていただきたいと思います。できるだけ規制のない「一括交付金」を交付したいと考えております。「人的支援」と「財政支援」で山北地区全体の活性化に繋げてもらいたいというものであります。

「⑤推進組織」につきましては、集落単体でなく、小学校区やつながりの深い集落が集まった組織を想定してはどうかと思っております。この協議会の地域割りについては、本日の審議の中で、みなさまからご意見をいただきたいと思っております。

以上が、村上市が考える協働のまちづくりです。

行政から職員が減少するため、業務をみなさんへ移管することは考えておりません。また、地域づくりについては、委員のみなさまやNPO法人等のお力を借りながら、よりよい方向へ進めていきたいと考えております。

次に資料4ですが、第1回目の地域審議会におきまして、神林地区の地域審議会から、先進地の事例を出していただきたいとご要望があったことから、村上市の考える「協働のまちづくり」に近い先進地の事例で、兵庫県の朝来市（あさごし）の事例です。

朝来市では「地域自治包括交付金」ということで、均等割2割、世帯割7割、面積割1割という形で交付金をお出ししているということです。その後のページには、協議会ごとの予算書や各協議会の通信を発信しており、協議会ごとの交流を行いながら、地域の一体感、連帯感を深めてもらいたいと思っております。この資料4につきましては、参考資料として付けさせていただいたものです。

説明の資料にはございませんが、資料5について、山北地区におきましては「協働のまちづくり」がすでに盛んに行われていると考えております。そのため、山北地域に資料5の説明は必要のないものと思っていますが、「協働のまちづくり」にはこんなことも考えられますという資料として、これが全てではありません。一番下段に「地域活性化支援事業」とということで、今までの魅力ある集落づくり支援事業や環境美化清掃などの、集落の事業に使っていただいても構いません。

集落に配分するお金を協議会で考えていただければと思っております。

「課題解決型事業」の中に保険・福祉や防災・防犯などありますが、保険・福祉については、ほとんど市が行っている事業です。市の行っている事業を協議会が引き継ぐというものではなく、このほか何かあればということでお示ししたものです。一つの参考として、この資料はお付けしたということです。

以上簡単ですが、説明に代えさせていただきます。ご質問ございましたらよろしくお願ひいたします。

会長： ありがとうございました。ただ今詳しくご説明いただきましたが、これに対してみなさまからご質問ありましたら、お願いしたいと思います。

委員： 今は説明の内容について質問があればということでしょうか。意見は次の議題でということでしょうか。

会長： 審議はこれからですが、説明に対して何かあればということです。

委員： 分かりました。

会長： なければ、次に進みたいと思います。

#### 4 審議

##### (1) 山北地区「地域まちづくり協議会」設置に係る区域設定（案）について

会長： それでは審議に入ります。4番目の審議ですが、山北地区「地域まちづくり協議会」設置に係る区域設定（案）について事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、説明させていただきます。本日お配りしました追加資料6とA3判の参考資料についてです。

審議会のご案内を差し上げた際に、審議内容として「山北地区地域まちづくり協議会設置に係る区域設定案について」ということで、お示しをさせていただきました。

山北地区ではどういう区域設定をするのかという案を、事務局から提示をするとお考えになって来られた方もいらっしゃると思いますが、非常に難しい問題でありまして、事務局から案を提出できない状況であります。

今回みなさまからご意見をお伺いし、集落及び総代さん等のご意見をお聞きした中で、山北地区としての区域設定案を、次回3回目の地域審議会でお示したいと考えております。本日は地域設定の概念を事務局からお話をさせていただき、みなさまからご意見を伺いたいと考えております。

追加資料6ですが、「山北地区の区域設定の考え方について」ということでございますが、村上市では市民協働のまちづくりの推進母体として「地域まちづくり協議会」を設置したいと考えておりますが、町内会や集落といったコミュニティ組織の単位ではなく、ある程度まとまった小学校区や旧村単位で協議会を設定したいというものです。

村上市全体の考え方を受けまして、山北地区におきましては「魅力ある集落づくり事業」を平成2年から取り組んでおります。その中で、さまざまな事業に取り組み、住民同士の協調心などを育みながら、自分たちの地域に自信と誇りを持てる地域づくりを目指して取り組みを行ってきました。この取り組みが、村上市

が掲げる「協働のまちづくり」そのものだと考えております。これらの「協働のまちづくり」の推進母体となる協議会の設定を、山北地区としてどうあるべきか考えるにあたり、山北地域の特性である広大な面積を有しているということ、集落が点在しているという特性を考えた中で、区域の設定をしなければならないと考えております。

また、その中で地域づくりの推進母体ということを考えますと、一体感を持って地域の課題を共有できること、共に地域の未来を共有できる範囲でなければならぬのではないかと考えております。

自分には関係ないということでは、組織は成り立っていないかと考えておりますし、組織のみなさんが同じ目的を持って行動できる。これが一番大切ではないかと考えておりますので、これらの要件を満たす区域というのはどういうものがあるのかを考えますと、非常に難しいところで、正直素案を提案できなかつたというところに至っております。

しかし、少子高齢化、人口減少が現実的なものとして目の前にあるわけですので、集落の維持が困難になってきている集落もあるわけです。そういうことを含め、これから協議会区域を考えたいと思います。

参考資料としてA3判の資料をお示しました。山北地区各集落の人口、世帯数の一覧表を基に、想定できる区域割をした場合、人口、世帯数等がどうなるのかということで、一つの目安として作成しました。

①として小学校区単位です。

②として旧村単位で5地区に区切った場合。

③として消防の部班単位で考えてみた場合ということで載せてあります。

山北地区につきましては、これまでの「魅力ある集落づくり事業」というものがベースになっていくのではないかと考えておりますし、これからもそうあるべきではないかと考えております。どのレベルで地域コミュニティを組織していくかということについて、みなさんからご意見をお伺いしたいと考えております。

会長： ありがとうございました。

小学校単位、消防組織単位、集落づくりをしている旧村単位というものもありますが、この中でどれが一番いいのか、みなさんで議論していただき、結論が出ないまでも活発な話し合いをしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員： 山北地区は、集落が川沿いや海岸沿いに点在しており、旧村が5地区ありましたが、その名残も薄れてしまい、日常的な集落間の交流がほとんどない状況で、祭りや行事も集落単位で行われていることを考えると、集落をまとめることによって、果たして何ができるのかと考えます。一括交付金というお話がありましたが、お金をもらうだけが目的ではないので、何かをすることによってお金をもらうという形が必要だと思うので、事業をすることが先だと思います。市民協働のまちづくりが推進されるということを考えれば、基本的に集落単位で物事をすることが一番理想であり、集落をまとめて事業を行うとなれば実施されるということはないと思われます。よって、魅力ある地域づくりという目的が達成できない

と私は思います。

会長： 委員から集落単位がいいのではというご意見がありましたけれども、みなさんいかがでしょうか。

委員： 小さな集落が一つでは運営できないから、隣の集落と一緒にになってというのはいいと思いますが、基本的な考え方として、集落ごとがいいのではないですか。

会長： これまで集落運営をしてきた経緯もありますが、どうでしょうか。

委員： 今まで行ってきたことの継続ということを考えると、ここで新しい組織となると、かなりのエネルギーが必要なのではないかと思うので、今までの継続の形で進め、それを少しずつ隣の集落と一緒に何かできることがあつたらというようなワンステップ進む形であればいいと思います。基本的には集落単位がいいのではないかと思います。

先ほどのご説明の中に市の職員が「人的支援」ということありました。「人的支援」は必要なことだと思いますが、一つの組織に一人の職員が張り付くというのは、その職員がかなりのエネルギーを必要とすると思います。そこでうまくいかなかつた場合、職員そのものが自滅してしまう恐れが出てくるのではないかと思いますので、職員の支援というのは、グループで支援していくというようなものがいいのではないかでしょうか。

委員： 旧山北町時代から「集落づくり委員会」というものがあり、それらを考慮しながら、大きな組織となるとまとめるのも難しいということから、集落単位で組織したほうがいいのではないかと思います。

会長： みなさんから集落単位がいいのではないかというご意見ですが、これまで各集落で成果をあげてきましたが、低迷してきた感じもあると思います。

委員： 特に、今は公民館活動が薄れてきてるので、そういうものをまとめて活動を活性化していかなければならぬと思います。

委員： 組織を最小の単位にしながら、講習会などの事業をまとまった地域で行うということであれば組織単位が小さくてもいいと思います。

ただ、「一括交付金」ということで、人口や世帯割でという話ですが、想定される金額というのはどの程度なのでしょうか。組織を動かすとなれば、ある程度の資金が必要です。ベースがあり、そこに上乗せという形であれば分かりますが、単純に人口割などでいくと、小さい集落はなにもできなくなり、それはおかしいと思います。

事務局： 交付金の額がいくらというのは、今お示しできませんが、山北地区での「魅力ある集落づくり事業費」と「公民館活動助成金」を併せますと、年額400万円くらいになっていると思いますが、それを超える額にはなると考えております。人口割、世帯割、行政区割ということで話をしましたが、山北地区は支所からの距離が非常に遠く、行くまでに時間がかかることもありますので、もう一つの手法としては加算額を考えております。

加算額とは何かというと、辺地集落について、その分加算をしたほうがいいのではないかということを考えておりました。

委員：交付金の話ですが、講習会を開く場合、500人の集落と30人の集落であっても講師に支払う謝金は同じくかかります。そのため、基本額があつて人口割、世帯割が加算されるというものでなければ、集落の規模により、できる事業とできない事業が出てしまします。それを考慮して金額の設定をしなければ小さな集落は何もできることになってしまいます。

事務局：分かりました。

委員：交付金というやり方は、何もしなくともお金をもらうというやり方になってしまふのではないですか。

事務局：「人的支援」の職員の配置ということについてですが、「一括交付金」は公金ですので、支出する場合、各事業計画は出していただく必要があると考えております。その事業計画を取りまとめていただくことも、「人的支援」ということで考えておりますが、会計を預かったり、計画のお手伝いをしたり、国や県の補助金にこういうものがありますという情報提供をしたり、いろいろなことでお手伝いをできればと思います。

また、そこに配属する職員だけが苦労するというような話もありますが、基本的にはそこに住んでいる職員全てが、率先して頑張っていただきたいと思っております。山北地区については、職員の方々が各集落の事業に参加されているようですので、特に問題はないと思いますが、中には職員が全く参加しないというお叱りを受けた地区もありますので、職員は率先して参加ということを前提に考えております。

会長：「人的支援」、「財政支援」とありますが、やはり地域のやる気がないと大変ですので、やる気を出させるにはどうするかというのが一番の問題だと思います。

委員：組織を作るということになると、人選が問題になります。現在の集落内でも役職がいくつもついている状態ですので、人選が大変です。

会長：組織を作るには、役員のなり手がないということで、崩壊しているところが多数あります。そこも考えなければならないと思います。

委員：この資料1を見て、発行が行政改革係となっていますが、なぜまちづくり推進室がやらないのかと思いました。

6ページに「なぜ市民協働のまちづくりが必要なのか」ということで、1番目に「魅力ある地域づくりのため」とありますが、これが全てだと思います。2番目、3番目は、それに付随するものであるはずが、1番目と同列で書いてあります。これを見れば、行政の経費削減のためにやるのかと言われるのも、ごもっともだと思います。もっと地域の人にやりたいと思わせるような資料にしなければならないと思います。

事務局：おっしゃるとおりであります、「行政改革大綱」の流れで作ってあります。これでは非常に市民に押し付けているようで適当でないということで、資料3を作らせていただいたということで、申し訳ないと思っております。

先ほどから、委員のみなさんがおっしゃるように、まず集落だということで、私もそう思います。最初からきちんとした組織ができるとは思っていませんし、最初は、集落が現在行っている事業の支援でもいいのではないかと思っておりま

した。それがうまくいって大勢の力を借りたいということで隣の集落との協力体制ができていって、大きな輪になればと思っております。やはり、集落から元気を出していただいて、この事業については、もっと大きなくくりでやるべきだということで進めていくべきだと思っております。

委員： 「一括交付金」の部分は、活動母体となる組織が立ち上がり、それが動き出すまでエネルギーが必要で、それが活動し始めれば、比較的事業は進むと思います。当初の「一括交付金」というのは、事業費補助という形よりも、組織立ち上げのための補助金ということで出していただきたいと思います。

事業をやる場合は助成をし、がんばっている集落には活動に対して助成をします。そうすると、近隣の集落もそれを見て、自分たちもがんばろうと思うわけです。それを繰り返し、繰り返し広げていくという発想が必要だと思います。

組織立ち上げの経費として「一括交付金」という形はいいと思います。立ち上がれば事業も進むものです。

事務局： 市として23年度に組織の再編を考えておりまして、支所に自治振興室というものを設け、そこに職員をある程度確保し、順調に行けば平成24年度から協議会の立ち上げをお願いしたいと思っております。

しかし、これにも様々な意見がありまして、平成24年度から一斉にスタートしなければならないというものもありますし、できたところからでいいのではないかというご意見もあります。

委員： 各地区によって、それぞれにいろいろな意見を出して、早いところはどんどん進んでいるようですが、そういったことの情報提供があってもいいのではないかと思います。

また、大きな集落では、活発に活動できるところもあると思うが、小さい集落は、やりたくても人材がいないことや、後継者がいないという悩みもあるわけとして、進めるにも進められないというところもあるわけです。

都市計画審議委員会での話も、情報提供していただいて、そこでよく出ている話ですが、点を結ばないとなかなか盛り上がりに欠けるということで、点を線にし、線を面に変えていくと考へているわけですし、観光を主にするのであれば、どんなものがあり、どう結んでいくかという構想も出ていると思います。そういうことを地域審議会に提供することで、つながりも出てくるのではないかと思います。

会長： いろいろご意見も出てきましたが、もう少し進めましょうか。

集落単位というのが、みなさんのご意見のようですが、集落からもう少し範囲を広げるということは考えられませんでしょうか。

事務局： 山北地区では、集落での活動がこれからも基本になると考えております。その受け皿が協議会ということになると思いますが、協議会で取り組む事業が協議会全体での事業ということではなく、今までの集落づくり事業というものが先行しても問題ないと考えます。

最初は、組織の育成という意味も含めて協議会を立ち上げ、活動は集落の活動からスタートするという考え方もあると事務局で話をしております。

組織を細かくすれば、役員のなり手がなく、活動が低迷したりしているところがあるというのも現実ですので、ある程度大きな組織の中で、集落づくり事業からスタートするという考え方もあるのではないかという話も参考にさせていただきました。

委 員： 例えば、中俣地区には5集落があります。その中の1集落が事業を行った場合、交付金をもらうことになりますが、そこから協議会にかかる経費を引くということでしょうか。

事務局： 事業予算の組み方だと思います。例えば、集落活動費ということで、今までの集落づくり事業で使う予算を、協議会の中で自治活動費というような予算組みをし、その協議会では集落づくり事業に7割の補助する形とし、全体で行う講演会には協議会から全額補助しますというような方法もあると思います。

委 員： 例えば、協議会の会計手当てや会長手当てがありますが、そういう部分はどうしますか。

事務局： そういうものも協議会から出すことも可能で、そういう意味で、行政からの縛りのない「一括交付金」としたいということです。

委 員： 資料4に朝来市がありますが、村上市が考える手法に近いということでこの資料を付けたわけでしょうか。

事務局： これと同じようなものにしたいということではなく、想定されるのは、朝来市が一番近いのではないかということで付けさせていただきました。

委 員： 例えば、資料4の2ページ目の下段に事務局運営費（人件費）として書いてありますが、こういうはつきりとした形があればいいと思います。

委 員： 協議会が活動しているのであれば、それで問題ないのでしょうが、集落の活動を主体として設置した協議会であれば、お金に関するトラブルが出るのではないかでしようか。

事務局： おっしゃることは本当に懸念されることなのですが、現在、魅力ある集落づくり事業で、48集落の中で手を挙げている事業というのは16事業で、金額にすると100万円程です。それだけ地域の事業に取り組むことが希薄化してきているという状況の中で、くくりを大きくして一括交付金でお金をもらい、今までどおり集落単位で事業をやりながらお互い刺激し合い、集落の垣根を越えて事業と一緒にやってはどうかというように、最終的に進んでいければ、協議会に入ったお金を予算組みし、集落に振り分けながら使ってもいいのではないかと考えております。

委 員： 「財政支援」の中で準備金の支給はしないということでしたが、事業主体ですと、なかなか交付金を受けづらいです。各集落で「魅力ある集落づくり事業」を基本に広げていくようにしないで、例えば、大川谷地区で一つの協議会を作ってしまうと、なかなか事業も出てこないだろうと思います。

事務局： そのためにも、大きな組織立てを考えていきたいと思います。今年度いろいろと話をしながら、来年度には組織を作っていただき、平成24年度からの交付金を有効利用するため、大きなくくりで組織を作っていただき、事業を行える集落から手をあげていただければいいのではと考えます。

そういう中で、お互いに刺激し合いながら、集落の垣根を越え、大きなくくり

の中で物事を行えるようなところへ結びつけていきたいという構想です。

委 員： そういうことであれば、準備金というものが必要なのではないかと思います。

事務局： 最初に準備資金というものを考えていましたが、組織を作るにあたり、誰に準備資金を出すのかということになりました、報償費ということでお出しすることはできるのですが、組織体のないものに、使途不明のお金を出すことはできないということで、やはり受け皿ができないと払えないということになりました。

山北地区の各集落で、いろいろな祭りや行事をやっていて、非常にいい事業をやっていますので、そういう事業に少しでもお役立てできればと考えてありました。

委 員： 地域で行う事業に対する職員についてですが、地域にいる職員には、当然地域の事業に参加してもらわなければならないと思いますが、担当した職員によって、事業が進んだり進まなかったりという事例が過去にありましたので、そういうことのないようにしてもらいたいと思います。

事務局： その組織にしっかりと事務局を配置し、賃金を支払い、専門に取り組んでもらうということで、職員は、国や県でこういった補助事業がありますといった行政としてのアドバイスをしていくということとし、組織の事業などはしっかりと事務局を配置し、組織の中で活動してもらうというスタイルにしていきたいと考えております。

委 員： そういう予算付けができるようであればいいですね。

委 員： ただ、職員を短い期間で変えられると困ります。3年位は動かさないでもらいたい。

事務局： 朝日地区でも言わされました。この件については、これから検討したいと思います。

委 員： 事業によっては、チームとして動けるようであればいいと思います。

委 員： 私も同感です。人と人、心と心ですので、一つの協議会に一人の職員というのではなく、職員自身も大変だと思います。やはりグループのような形がいいと思います。

事務局： みんなで育て上げていただければと思います。

委 員： 育て上げると言いますが、そういう時間もないわけですし、最初から排他的なところに入った職員も仕事ができないわけですので、グループのようなもので入っていかないと難しいのではないかと思います。

事務局： それは考えておりました。例えば区割りが五つになって職員が五人配置となつた場合、1地区に一人ということは職員も大変ですし、地域としても大変ですので、二体制で2地区を掛け持ちし、担当するという体制を作つていかなければならぬと思います。

委 員： 地域に入つていく職員が、一人で問題を抱えて心の病気になるようでは地域も困るわけですので、そういう形がいいと思います。

委 員： これから集落は、必ず人口が減つていき、小さい集落は組織が運営できなくなるので、まとまって進んでいかなければなりません。将来を考えると、協議会づくりを進めなければならないと思います。

委 員： 今までのお話を聞いて、私の地域の状況をお話しますと、非常に小さい集落で

すけれども、平成2年から始まった「魅力ある集落づくり事業」で、集落の地図を作成するなどをしました。最近では、集落内のパーキングにごみが捨てられるということで、写真を付けて村上維持出張所へ陳情いたしました。その結果、パーキングの表示を取り外してもらいました。例年の行事としましては、橋の上で、老若男女でバーベキューを楽しんでいますし、8月の運動会では、集落外へも呼びかけ開催しております。また、八幡地区としては敬老会があります。

このようなことで、小さな集落の動きについて情報提供いたしました。

会長： このように、各集落で行っていることが見えていて、それを大きな輪にしていきたいということになりますが、今日はこの辺で終わらせていただいて、事務局で整理したものを次回審議していただくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同： 異議なし。

委員： 最終的には、集落にも話をしていくなければ進んでいかないと思います。

## （2）「地域まちづくり協議会」への財政支援の基本的考え方について

会長： それでは審議の（2）「地域まちづくり協議会」への財政支援について、説明をお願いしたいと思います。

事務局： 先ほどから、金額を提示できなく申し訳ありませんが、かなりの額を予定しております。この支出については、各支所の地域振興係と協議しながら、どんな方法があるのか、議会に対して議決をいただくためにどうすべきかを検討していくたいと思っております。

「一括交付金」については、集落活動を含め、事務局を雇う人件費や役員報酬など、幅広い活動に活用していただけるものとして考えております。

また、「一括交付金」の算出方法については人口、世帯、行政区、プラス辺地加算がいいのではと考えております。単純に人口で割りますと、一人あたりの交付金額が例えば1000円であったり、1200円であったりと、地区によって差が発生する可能性があります。まだ、内部で検討している事項ですので、市として決まった事項ではございませんが、「一括交付金」の活用について、山北地区では当面各集落の支援ということで結構ですので、そのような形で進めていければと考えております。

会長： ありがとうございました。

今の説明に対してご意見ありますでしょうか。先ほどからの話で出尽くしたようですので、特になければ終わりたいと思いますがいかがでしょうか。

一同： 異議なし。

会長： それでは長時間に渡りまして大変ありがとうございました。これをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

最後に事務局からお願ひします。

## 5 その他

事務局： 大変どうもありがとうございました。

次第の5番、「その他」であります。事務局から特に提案はございませんが、委員のみなさんからご提案がありましたら、お願ひしたいと思います。

委 員： ありません。

事務局： 特にないようでありますので、最後に副会長から閉会のごあいさつをお願いいたします。

副会長： 今日は長時間に渡り、慎重審議いただきましてありがとうございます。市民協働のまちづくりということで指針、骨格を示していただきました。これから各集落の総代さん始め、団体長さんなどに、いかに事業内容を浸透させ、理解していただくかということが大きな問題であろうかと思います。集落間の連携などいろいろな意見調整も必要になろうかと思います。

まだまだ、審議していただくことが出てくると思いますので、これからもよろしくお願ひします。本日はどうもありがとうございました。

## 6 閉会（11：10）